

音威子府版

支える会通信

No.6 (2013/12/27)
JAL闘争を支える
音威子府の会
事務局:おといねっぷユニオン
TEL/FAX 01656-5-3368

東京高裁 判決日確定

客室乗務員:5月15日
パイロット:6月 5日

逆転勝訴を勝ち取ろう！

JAL不当解雇撤回裁判は、12月24日に客室乗務員裁判、26日にパイロット裁判が東京高裁で結審となりました。東京高裁は、客乗は5月15日、パイロットは6月5日（いずれも13時半、101号法廷）に判決日を指定しました。

音威子府の会としては、年明け後に物資販売の取り組みを予定しています。

さらに財政的援助を強め、逆転勝訴を勝ち取るための運動に活用いたくこととしたいと思います。

【原告の鈴木圭子さんからのコメント】

音威子府の皆さん、いつも有難うございます！
判決日は、客乗が5月15日、パイロットが6月5日どちらも101号法廷で13:30～と決まりました。
半年間の運動拡大月間をもらったということだと思います。この間に是非北海道に行き、運動を広げたいと思います。
来年もどうぞよろしくお願ひ致します！鈴木

会員拡大:2団体5個人に

支える会通信No.5で会員拡大をお伝えしましたが、さらにお二人に入会いただき、2団体、5個人の拡大となりました。

会員総数は、4団体、36個人となりましたので、改めての報告とさせていただきます。

【事務局員の補充について】

後日報告とさせていただいておりました、ユニオンから派遣の事務局員が決まりましたので報告いたします。

※事務局 渡部 定治（おといねっぷユニオン）